

宜野湾港マリーナ航行安全規程

この「宜野湾港マリーナ航行安全規程」は、安全に楽しいマリンライフをお過ごしいただくために、お守りいただかなければならない航行安全に関する規程です。事故等を未然に防止し、宜野湾港マリーナ使用者の安全を確保するためにも、趣旨をご理解の上、遵守下さい。

第1節 目的および定義規程

(目的)

第1条 宜野湾港マリーナ安全航行規程（以下「規程」といいます。）は、宜野湾港マリーナ指定管理者（以下「マリーナ管理者」といいます。）が、航行安全に関する事項を定め、もって使用許可艇の航行等により発生する事故を防止し、使用許可を受けたもの（以下「使用者」といいます。）その他のマリーナ使用者の航行安全を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、この規程の条項で定義されるものの他、沖縄県港湾管理条例（以下「条例」といいます。）における用語の意義と同一とします。

(関係法令の遵守)

第3条 宜野湾港マリーナは沖縄県の海の玄関、那覇港に隣接する海域であり、大型本船や艦船、漁労船、マリンレジャー船、観光船、交通船などが混在して航行・びよう泊する海域です。船舶安全法、海上衝突予防法、及びその他の関係法令・条例のほか、港則法の適用を受けます。マリーナ使用者はこれらの関係法令・条例を遵守するほか、この規程を遵守しなければなりません。

第2節 運航

(出港禁止・注意)

第3条 使用許可艇の航行に関し、指揮・監督する者（以下「船長」といいます。）に対し、マリーナ管理者が別途定めた「出港禁止・出港注意指導基準」により、マリーナ管理者が出港禁止または出港注意措置を講じることができます。

(マリーナの指示)

第4条 船長は、マリーナ管理者が艇の安全を確保するため、この規程に従った適切な指示または指導を行った場合は、これに従わなければなりません。

(船長、出帰港等)

第5条 使用許可艇の航行に際し、船長となれる者は、使用者または共同使用者に限ります。

- 2 船長は、使用許可艇をマリーナから出港させるときは、マリーナ管理者に対して、船長名、全ての乗船者名、出港時刻、帰港予定時刻、航行予定経路、帰港時刻、その他の事項を、所定の手続きにて届け出なければなりません。
- 3 前項の届け出の内容につき、官公署より問い合わせがあるときは、マリーナ管理者は官公署に対し、これを開示できるものとします。
- 4 船長は、使用許可艇の出港に際し、最新の気象状況および海象状況を把握し、マリーナ管理者からの出港禁止、出港注意情報を確認し、出港の可否を自己の責任で決定しなければなりません。
- 5 マリーナ管理者は、海上保安部、その他関係官庁の要請等により出港を停止することができます。
- 6 船長は、使用許可艇をマリーナから出港させた後、航行中に天候の急変その他の事由により、マリーナへの帰港が不能となったとき、または帰港予定時刻遅延の可能性が生じたときは、営業時間内である時は直ちに、営業時間外である時は営業時間となった時、直ちにその旨をマリーナ管理者の事務所まで連絡しなければなりません。また、帰港後、直ちにマリーナ管理者に対し、帰港時刻、遅延理由その他の事項を所定の手続きにて届け出なければなりません。
- 7 帰港予定時刻を著しく経過したにもかかわらず、前項の連絡がないとき、または海上事故発生の通報を受けたときは、マリーナ管理者は、海上保安部、公益社団法人琉球水難救済会等の救助組織等に通報し、救助または捜索を要請することができます。

- 8 マリーナ管理者は、天候その他諸々の事情を勘案のうえ、搜索要請することができます。
- 9 マリーナからの出港後の故障、事故等によりマリーナ管理者が使用許可艇に対し出張、修理または曳航等の業務を行ったときは、マリーナ管理者は使用者に対し報酬および費用を請求できます。
- 10 船長は、使用許可艇をマリーナに帰港させたときは、帰港当日中にマリーナ管理者に対し、帰港時刻、その他の事項を所定の手続きにより届け出なければなりません。
- 11 使用許可艇の出港および帰港の時間は、日の出から日没前までとします。ただし、事前に所定の書面にてマリーナ管理者に届け出たときは、この限りではありません。
- 12 マリーナ管理者の本条に定める出港停止、通報、要請等は、いずれもその行為の有無にかかわらず、マリーナ管理者は一切責任を負うものではなく、船長はその自己責任をまぬがれるものではありません。
- 13 悪天候により所定の係留区画に着岸が困難であるとマリーナ管理者が判断したときは、船長はマリーナ管理者の指定する区画に係留できるものとします。ただし、天候回復後速やかに所定の係留区画に移動しなければなりません。
- 14 使用許可艇にてマリーナ内を航行する場合には、引き波を立てないように最徐行で航行しなければなりません。
- 15 船長は救命具、消火器、発煙筒等の救難に必要な備品および航海に必要な書類等を点検のうえ、搭載状況を確認するほか、エンジンの調子、船体異常の有無、燃料・バッテリー等の確認を励行すること。
- 16 犯罪・トラブル防止のため、身分不確実な者を乗船させないこと。
- 17 使用許可艇の最大搭載人数を超えて乗船させないこと。
- 18 乗船中は救命胴衣の着用を励行すること。

(マリーナ水域および出入港水路)

第6条 マリーナ水域から海域(牧港航路 NO2 赤ブイ)までの水域(以下「出

入港水域」といいます。)での航行およびマリーナ水域への出入港にあたっては、船長は次の各号を遵守しなければなりません。

- (1) マリーナ水域および出入港水域では、右側航行、右側優先にて航行すること。ただし、事故を避けようとする場合、その他やむを得ない事由の有る場合にはこの限りではない。
- (2) マリーナ水域および出入港水域では、みだりに停船、追い越しをすることなく、常に最徐行とし、引き波を立てない速力で航行すること。
- (3) マリーナ水域および出入港水域では、マリーナ使用許可艇のほかディングーヨットや警備艇、輸送船などの艇および船舶に十分注意し、マリーナ水域および出入港水域で艇および船舶が相互に出会う恐れのあるときは出船優先とすること。

(航行)

第7条 船長は常に安全航行に努め、次の各号に留意しなければなりません。

- (1) 航行中は、気象および海象の状況に十分注意すること。
- (2) 右側通行、右側優先の原則を励行すること。
- (3) 那覇港内においては、他の船舶に危険をおよぼさないような速力で航行し、他の船舶の針路を避けなければなりません。

(他者への迷惑防止等)

第8条 他者への迷惑防止、事故防止および海上汚染防止のため、船長、使用者およびその共同使用者は次の各号を遵守しなければなりません。

- (1) 漁場への乗り入れをしないこと。
- (2) 操業中の漁船、潜水漁業中の漁労者、定置網・刺し網などの魚網には接近せず、かつ操業を妨げないこと。
- (3) 海水浴場への乗り入れをしないこと。
- (4) 工事および作業水域への乗り入れをしないこと。
- (5) 係留作業船やびょう泊船舶には接近せず、かつそのアンカーロープへの接触事故に注意すること。
- (6) 交通船やグラスボート、遊覧船、観光船、遊漁船などの営業船の航行を妨げないこと。
- (7) 廃油、油の混ざったビルジ、ゴミ等を海上に投棄しないこと。
- (8) 飲酒、薬物などの影響により正常な操縦が出来ない恐れがある場合には艇を操縦しないこと。
- (9) 急発進・急旋回などの航行、無謀操縦はしないこと。
- (10) マリーナ水域および出入港水域では、船内トイレの汚物を排出しないこと。
- (11) その他、マナーには十分注意すること。

(緊急時の措置)

第9条 船長は航行中、人を死傷させまたは物を破損したときには、人命を最優先にし、人命救助に必要な措置をとるとともに、速やかに遭難信号等の適切な通信手段にて付近の艇および船舶、管轄海上保安部、消防署、警察署その他必要な諸機関に通報およびマリーナに報告しなければなりません。

2. 船長は航行中、事故艇、人身事故、物損事故等を発見した場合または救助を求められた場合には、出来る限り応急救助措置を講ずるとともに必要に応じて付近の船舶およびマリーナに連絡しなければなりません。

(事故処理)

第10条 使用者およびその共同使用者は、事故が発生した場合には加害者・被害者双方での話し合いにより、自己の責任において解決するものとしします。

(事故報告)

第11条 船長は、操船中に第三者（第三者には同乗者を含みます。）を死傷させたときは、直ちに救助活動を行うとともに、管轄海上保安部および消防署、または警察署、その他必要な諸機関、およびマリーナ管理者に対し通報しなければなりません。

- 2 船長は、操船中に第三者の物を破損した場合は、直ちに適切な処置を講ずるとともに、被害者、漁業被害にあつては、被害者の所属する漁業協同組合、管轄海上保安部およびマリーナ管理者に対し、当該事故について講じた措置を報告しなければなりません。

(漁業従事者、観光業者等との紛争)

第12条 航行その他における使用許可艇の使用に際し、漁業従事者、観光業者等と紛争が生じたときは、船長はマリーナ管理者に対し、速やかに紛争の内容、発生場所、発生時刻、相手方の名称、その他の事項を所定の用紙にて報告しなければなりません。

(賠償責任等)

第13条 使用者およびその共同使用者は、施設または他の船舶等に損害を与

えた場合、または他の船舶等から損害を受けた場合は当事者間で解決して下さい。管理者はその責任を負いません。また、こうした損害に備えるためなるべく小型船舶の船体保険、搭乗者保険等に加入することをお奨めします。

(規程の改正)

第14条 この規程は、沖縄県およびマリーナ管理者の必要に応じて、改正することができます。

(規程違反に対する措置)

第15条 使用者およびその共同使用者並びにその同伴者が、本規程の条項および宜野湾港マリーナに関する規程、規程または海事関係法例、の一つにでも違反したときは、マリーナ管理者は速やかに本規程等違反是正の催告、マリーナ使用許可解除、その他の適宜な措置をとるものとしします。

2 マリーナ管理者は前項の事実および措置内容等を、必要に応じて、郵送等により通知するものとしします。

附則

(規程の効力発生時期)

1 この規程は、平成30年4月1日よりその効力を生じます。

宜野湾港マリーナ出港禁止・出港注意指導基準

出港の制限

船長は、気象・海象状況をよく把握し、船長の責任において出港するか否かの判断を行なって下さい。しかし明らかに出港が危険とマリーナ側が判断した場合は、その指示に従って頂きます。

□ 出港禁止の基準

1. 沖縄気象台の次の注意報・警報が発表された場合

- (1) 強風注意報、警報
- (2) 波浪注意報、警報
- (3) 高潮注意報、警報
- (4) 濃霧注意報、警報
- (5) 暴風警報

※注意報、警報が発令されなくても、次の事項を目安として出艇に危険が伴うと判断した場合

- (1) 瞬間最大風速が13m/sを超えた場合
- (2) 波高が3～4mを超えた場合
- (3) 台風の接近が予想される2日前から(台風対策実施の為)

□ 出港注意の基準

気象台の注意報が無く、しかも出港禁止の基準までには達していないが、今後出港禁止基準までに達する可能性があり、危険が予想される場合

具体的には、次の事項を目安とする

- (1) 瞬間最大風速が上昇していて10m/sを超えた場合
- (2) 天気図の判断で現在海面状況は良くても、これから低気圧・前線の通過が近づいていて危険が予想される場合

※出港禁止・注意の連絡方法

マリーナ管理事務所前の掲揚ポールに旗の掲揚致します。

(出港禁止:赤旗 出港注意:黄旗)

マリーナ掲示板に貼り出します。

宜野湾港マリーナ施設使用条件

1. 宜野湾港マリーナの使用許可を受けた者は、使用許可のさいに指定された場所以外に艇を置いてはならない。
2. 許可を受けた者および共同使用者（以下「使用者等」という）は、施設の管理者から宜野湾港マリーナ利用者カードまたは使用許可書の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。
3. 使用者等は次の各号（共同使用者にあつては第3号を除く）の一に該当する行為をしてはならない。
 - (1) 使用者等以外の者のみで艇を使用すること。ただし、管理者が必要と認めたときはその限りではない。
 - (2) 施設管理者の許可を得ずマリーナ施設内で営利行為を行うこと。
 - (3) 施設を使用する権利を譲渡し、もしくは担保に供し、または転貸すること。
4. 使用者等は、マリーナ施設の使用により第三者に損害を与えた場合、または第三者から損害を受けた場合、その他第三者との間に紛争を生じた場合は、使用者等の責任においてその損害を賠償し、または紛争の解決をしなければならない。
5. マリーナの指定管理者は、艇の衝突、接触等の事故または火災、地震、津波、暴風雨その他不可抗力の災害による艇の破損または盗難等の損害については、その責を負わない。
6. 使用者等は、台風、暴風雨その他の災害が発生した場合、または発生が予想される場合は、すみやかに艇の係留場所または陸置場所の状況等を点検し艇の安全確保を図り、かつ他の艇に被害を及ぼさないよう十分な措置を講じなければならない。
7. 使用者等は海上衝突予防法、船舶法、船舶職員法、その他の関係法令ならびに沖縄県港湾管理条例、同条例施行規則、宜野湾港マリーナ施設使用条件および宜野湾港マリーナ施設使用者心得等を遵守しなければならない。
8. 使用者等は、マリーナ施設の使用について管理者が指示を与えたときは、すみやかにその指示に従わなければならない。
9. 使用者等が次の各号の一に該当する場合は、使用許可を取り消し、変更し、または原状回復を命ずることがある。当該処分により使用者等にいかなる損害が生じても管理者（共同企業体）はその補償を行わない。
 - (1) 公用または公共の用に供するため必要が生じた場合。
 - (2) 許可条件に違反した場合。
 - (3) 管理者の指示に従わなかった場合。
 - (4) 公序良俗に反する行為があつた場合。

宜野湾港マリーナ施設使用者心得

1. 施設の使用について

(1) 海上係留および陸置き場所

使用許可を受けた艇は許可された場所に係留または陸置きして下さい。それ以外の場所には係留または陸置きしないで下さい。

(2) 施設の使用時間

- ・ 4月1日～10月31日まで → 午前8時～午後6時30分。
- ・ 11月1日～翌年3月31日まで → 午前9時～午後5時。

(3) 休港日

- ・ 毎週火曜日
- ・ 12月29日から翌年1月3日まで

(4) 入出港届

- ・ 出港するときは管理事務所備え付けの入出港届に所定の事項を記入し提出して下さい。
- ・ 帰港したときはすみやかに入出港届に帰港の署名をして下さい。

(5) 艇の一時搬出および搬入

許可を受けている期間中にマリーナから他の場所へ一時的に移動する場合は管理事務所に届け出て下さい。

(6) 船台の処理

海上係留の許可を受けた艇で修理・メンテナンス等のために船台を持ち込んだ場合は、使用後すみやかに所有者の責任において撤去して下さい。事情により港内に船台を置く必要がある場合は管理者とよく相談して下さい。その相談がなく港内に船台を放置している艇についてはマリーナ管理者による船台の撤去および次回から許可を取り消されることがありますのでご注意下さい。

(7) 艇の修理等

艇の修理等を行う場合は管理者から場所の指定を受け他の艇に迷惑にならないよう十分注意して行って下さい。

(8) 揚降機、クレーン、給水・給電設備等の使用

揚降機、クレーン、給水・給電設備等を使用する場合は、窓口により使用許可申請を行い使用料を支払ってから使用して下さい。

(9) 危険物、有害物質等の持ち込み、投棄等の禁止

危険物および公衆衛生上有害な物質等はマリーナ港内に持ち込み、投棄または放置しないで下さい。

(10) 営利行為の許可

マリーナ港内において許可なく営利行為をしないで下さい。営利行為をする場合は管理者に相談し許可を受けて行って下さい。

(11) 使用権利の譲渡禁止

使用許可に基づく施設を使用する権利を譲渡し、転貸し、または担保にすることは禁止されています。

2. 海難事故の防止等について

- (1) 出航前には気象庁による天気予報等を十分確認してください。悪天候が予想されるときは船長の責任において出港を中止して下さい。
- (2) 海上航行中は必ず救命胴衣を着用して下さい。
- (3) 飲酒し、または酒気を帯びて操船しないで下さい。
- (4) 港内での魚釣り、遊泳等は危険ですので行わないで下さい。

3. 艇の管理・責任等について

(1) 艇の管理責任

マリナー港内の整備、見回り、監視等は管理者が実施しますが、艇の管理は所有者または船長の責任において実施して下さい。

(2) 損害賠償等

施設または他の船舶等に損害を与えた場合、または他の船舶等から損害を受けた場合は当事者間で解決して下さい。管理者はその責任を負いません。また、こうした損害に備えるためなるべく小型船舶の船体保険、搭乗者保険等に参加することをお奨めします。

(3) 盗難、事故防止等

船体、備品、資材、用具等の盗難、駐車場内での盗難、事故等についても管理者は一切その責めを負いません。盗難、事故防止は使用者等の責任において実施して下さい。

4. 許可申請手続き等について

(1) 許可事項の変更

施設の使用許可を受けた期間中に許可に係る事項を変更しようとするときは、管理者に事情を説明し相談の上、変更手続きをして下さい。

(2) 住所または船名の変更について

一年間の使用許可の場合で所有者および共同使用者の住所を変更したとき、また、船名を変更する場合は、変更届けを提出して下さい。

(3) 使用許可の更新について

一年間の使用許可の場合で許可期限の満了後も引き続き使用する場合は、その期限が満了する日より30日前までに所定の手続きをとって下さい。何らかの理由で手続きが遅延する場合は早めに管理者に相談して下さい。

(4) 施設使用料について

施設の使用許可を受けた者は、施設使用料を納付期限内に納入して下さい。また、既に納入した施設使用料は、払い戻しは出来ません。

施設使用料金納入の確認が出来ない場合は、マリナー施設使用をお断りさせて頂く場合もございますのでご了承ください。(オーナー、クルーカードの使用停止、船舶の上下架作業、給油等)

(5) マリナー施設利用者の事故防止にについて

- ・ 水上オートバイの施設利用者(陸置契約者及び外来の水上オートバイの利用者)が当マリナー施設を使用する場合は、損害保険の加入を条件として許可するものとする。
- ・ 当マリナー施設利用者が、スロープを利用して上下架を行う際は、自己の責任において安全に実施すること。施設利用者が行った作業に関して発生した事故等については、管理者は一切その責任を負いません。

使用許可申請に必要な書類

Necessary documents

- (1) 使用許可(変更)申請書 A permission to use Ginowan marina application
申請書類は管理事務所窓口で受け取ってください※1
(申請者のカラー写真(3.5×2.5)上半身脱帽。撮影3ヶ月以内のもの1枚添付)。
- (2) 共同使用者登録申請書※クルー申請を希望する方のみ (クルーカード発行料金
¥3,000/人)(使用許可申請者の記名、共同使用者の記名、共同使用者の写真(3.5
×2.5)上半身脱帽、撮影3ヶ月以内のもの1枚添付)。
- (3) 所有者の身分を証明するもの ※2 An identification(a passport)
(自動車運転免許証、小型船舶操縦士免許証、船員手帳、パスポート等)
- (4) 登記簿謄本 ※法人での申請者のみ(登記簿は3ヶ月以内のもので原本提出となります)
- (5) 申請する艇の写真(船舶番号が確認できるもの) The photograph of the ship
- (6) 船舶検査証書及び船舶検査手帳※2 Certificate of vessel's or ship inspection certificate passport
- (7) 誓約書(記名捺印) ※3 A written oath
- (8) 確約書 Confirmation statement
- (9) 艇の賠償責任保険証券の写し※4 Copy of PDI Diploma

※1; 遠方の方で申請書の郵送を希望される方は電話、Fax、E-Mail 等でお知らせください。
ただし、郵送料金、手数料は申請時に別途請求させていただきます。また、郵送の遅れ、
配達ミス、転居先不明等については当方は責任を負えませんのでご了承ください。

※2; 「船舶検査証書の記載事項」と「身分を証明するもの」の記載事項に齟齬がないか、また、
いずれも有効期限がきれていないかどうかを十分ご確認ください。

※3; 沖縄県港湾管理条例や本マリーナ使用許可条件等に違反した場合は使用許可を取り消
されることがありますが、その場合沖縄県へ納入した使用料金(前納)の返納はなさ
れませんのでご注意ください。

※4; 水上オートバイ使用者のみです。保険契約期間が有効なものを提出してください。

宜野湾港マリーナ

美ら島・宜野湾港マリーナ管理運営共同企業体
(構成企業:株式会社アイランドポート・街クリーン株式会社)

〒901-2224 沖縄県宜野湾市真志喜 4-4-1

☎ (098) 897-7017 FAX (098) -897-4020

E-mail ginowanportmarina@gmail.com

URL <https://www.ginowanportmarina.com>

宜野湾港マリーナ



施設使用許可申請書

A permission to use Ginowan marina application

令和 年 月 日
Date

宜野湾港マリーナ指定管理者 殿

To director of Ginowan marina

※必須

〒
※申請者住所

Applicant's address
ふりがな

※氏名 Name

※生年月日 Birthday

年 月 日

※電話番号(自宅)

Phone number Home

Cell phone (携帯)

※E-Mail

勤務先名

電話番号

Phone number of work

写真

上半身

Photo of the face

3.5×2.5

次のとおり施設を使用したいので許可願います。

I apply to use Ginowan marina

希望使用期間 Period of use date	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		
使用場所(berth)	浮き桟橋(Water area) / 陸置場(Land area)		
船名及び艇種	船名 Name of ship	帆船(ヨット) Yacht 動力船(モーターボート) Boat 水上オートバイ PWC	
	船舶の長さ Length m 船舶の幅 Beam m	総トン数 Gross tonnage t	船舶所有者 Ship owner (外名)
船舶検査証書	船舶番号 Official number 第 号	航行区域 平水、沿海、近海、遠洋	有効期限 Date of expiry 令和 年 月 日 まで

施設使用許可書

区分	使用料		使用施設 番号	許可番号
	1日以上1月未満	1月以上12月まで		
浮き桟橋	日 円	月 円		
陸置場	日 円	月 円		
使用許可期限	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで			

上記のとおり別添条件を付して許可します。

令和 年 月 日

宜野湾港マリーナ管理事務所

共同使用者登録申請書

※許可番号		※施設番号		艇名		艇長（登録長） m		
申請者	氏名			住所 Tel. —				
	M・T・S 年 月 日生			職業 勤務先 Tel. —				
共同使用者	氏名		生年月日		住所及び勤務先(連絡先：携帯電話等)			
	1	(カナ)	年 月 日	住所：		Tel. —		
				勤務先：		Tel. —		
	2	(カナ)	年 月 日	住所：		Tel. —		
				勤務先：		Tel. —		
	3	(カナ)	年 月 日	住所：		Tel. —		
				勤務先：		Tel. —		
4	(カナ)	年 月 日	住所：		Tel. —			
			勤務先：		Tel. —			
5	(カナ)	年 月 日	住所：		Tel. —			
			勤務先：		Tel. —			
写真	1		2		3		4	
	氏名		氏名		氏名		氏名	
	5		備考欄					
真	氏名							
	氏名							

誓約書

わたしは、宜野湾港マリーナの使用許可を受けた場合には、沖縄県港湾管理条例、宜野湾港マリーナ施設使用許可条件および宜野湾港マリーナ施設使用者心得を厳守します。

これらの使用許可条件等に違反した場合、または許可申請関係書類に虚偽記載があった場合は使用許可を取り消しされても不服の申し立てをしないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

宜野湾港マリーナ指定管理者 殿

住 所

氏 名

印

反社会勢力ではないこと等に関する確約書

宜野湾港マリーナ管理事務所 殿

住所

氏名又は法人名

法人代表者名

生年月日 年 月 日生

1. 私（当社・クルー・メンバーを含む）は、現在または将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを確約致します。
 - ①暴力団、暴力団員、暴力団純構成員、
 - ②暴力団関係企業、総会屋等
 - ③暴力団員でなくなつてから5年を経過してない者
 - ④その他前各号に準ずる者
2. 私（当社・クルー・メンバーを含む）は、現在または将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」と言う。）と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを確約致します。
 - ①反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - ②反社会的勢力が、実質的に関与している関係
 - ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を与えるなど反社会的勢力等を利用する関係
 - ④反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
 - ⑤ その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
3. 私（当社・クルー・メンバーを含む）は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを確約致します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計または威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
4. 私（当社・クルー・メンバーを含む）は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合およびこの確約書が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしで使用許可が取り消されても一切意義を申し立てず、また、賠償ないし保証を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私（当社・クルー・メンバーを含む）の責任とすることを確約致します。

令和 年 月 日

署名（自署）